

# 多古町住宅地整備事業化関連調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多古町が発注する多古町住宅地整備事業化関連調査業務委託（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受注候補者を特定するために行う公募型プロポーザル方式による契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公募型プロポーザル方式

参加者を公募し、その参加者のうち、参加資格要件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

(2) 参加者

第5条の参加表明書を提出した者をいう。

(審査)

第3条 本業務委託の公募型プロポーザル方式（以下「公募型プロポ」という。）により提出された技術提案書は、多古町住宅地整備事業化関連調査業務委託者選定審査委員会設置規程に定める審査委員会（以下「委員会」という。）により厳正かつ公平に審査し委託候補者を決定する。

(質問)

第4条 公募型プロポに参加しようとする者は、多古町住宅地整備事業化関連調査業務委託公募型プロポーザル事業者募集要領（以下「募集要領」という。）及び特記仕様書に関して、募集要領に定める方法により質問をすることができる。

(参加の表明)

第5条 公募型プロポに参加しようとする者は、募集要領に定める方法により参加表明書を提出しなければならない。

(技術提案書の提出)

第6条 前条の規定により参加表明書を提出した者は、募集要領に定める方法により技術提案書を提出しなければならない。

(辞退)

第7条 第5条の規定により参加表明書を提出した者で、公募型プロポの参加を辞退しようとするものは、募集要領に定める方法により辞退届を提出しなければならない。

(評価の基準)

第8条 委員会は、提出された技術提案書等について、募集要領に定める基準に基づき、書類評価を実施するとともに、参加者による技術提案書についてのプレゼンテーション及び質疑応答により、評価点を採点するものとする。

(受注候補者の特定)

第9条 委員会は、前条の評価点により募集要領に定める選定方針に基づき、受注候補者及び次点受注候補者を特定するものとする。

2 町長は、受注候補者及び次点受注候補者に特定した旨を各々に通知するものとする。

(非特定理由の説明)

第10条 町長は、前条第2項の規定による通知と同日付けで、受注候補者及び次点受注候補者のいずれにも特定しなかった参加者に対し、その旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内に、書面により、町長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 町長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(結果の公表)

第11条 委員会は、第9条の規定により受注候補者及び次点受注候補者を特定したときは、次に掲げる事項を町ホームページに掲載し、公表するものとする。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託期間
- (3) 受注候補者及び次点受注候補者を決定した日
- (4) 受注候補者及び次点受注候補者の名称及び所在地
- (5) 受注候補者及び次点受注候補者を特定した理由
- (6) その他必要な事項

(特記仕様書等の作成及び契約の締結)

第12条 町長は、受注候補者と協議し、募集要領及び技術提案書に基づき、本業務の特記仕様書及び設計書を作成し、予定価格を決定するとともに、受注候補者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び多古町財務規則（昭和59年3月23日規則第2号）の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、受注候補者が参加表明書の提出があった日から契約の締結までの間に募集要領に定める参加資格を有しなくなったとき、又はその他契約

の締結が不相当と認められたときは、受注候補者との契約の締結は行わず、次点受注候補者と本文に規定する手続により、契約を締結するものとする。

(事務局等)

第 13 条 この公募型プロポに関する事務局及び委員会の庶務は、空港まちづくり課都市計画係において担当する。

(委任)

第 14 条 この要領及び募集要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 17 日から施行し、当該業務に係る受託者との契約締結をもってその効力を失う。